

山梨県公報

第二千五百八十七号

平成二十八年

三月十日

木曜日

目次

○保安林の指定の予定	一三三
○道路の供用開始	一三三
○道路の区域変更	一三三
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	一三四
○建築基準法に基づく道路位置指定	一三四
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	一三五
○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(七件)	一三五
○農業委員会ネットワーク機構の指定	一四二
○農用地利用配分計画の認可の申請	一四二
○換地処分の実施	一四五
○基本測量の終了	一四五
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一四五

告示

山梨県告示第八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年三月十日

山梨県知事 後藤 齋

一 保安林の所在場所

大月市笹子町黒野田字千万歳一六〇八の内一、一六〇九から一六一一まで、一六一二の内一〇、字前川一五一五、一五一六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字千万歳一六〇八の内一・一六〇九から一六一一まで・一六一二の内一〇・字前川一五一五・一五一六(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	山梨市停車場線	山梨市下石森字雲林五八九番二地先から山梨市下石森字雲林五八九番二地先まで	一一・七	平成二十八年三月十日

山梨県告示第八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

山梨県知事 後 藤 齋

平成二十八年三月十日

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
	旧 別	新	
甲州市塩山上萩原字裂石二六八〇番四四地 先から 甲州市塩山上萩原字裂石二六八〇番二五地 先まで	七・九 一三・八	八・二 一六・二	五四・三
	七・九 一三・八	八・二 一六・二	五四・三

山梨県告示第八十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、
山梨県土木整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く）に備え置いて縦
覧に供する。

平成二十八年三月十日

山梨県知事 後 藤 齋

急傾斜地崩 壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一から二十六号まで の標柱を順次結んだ線及び二十六号と一号の標柱を結んだ線に囲ま れた区域。			
	標柱番号	郡 市	町 村	大 字
八ツ沢の2	一	上野原市		八ツ沢
	二	同		上村
	三	同		同
	四	同		同
	五	同		同
	六	同		同
				地 番
				四五六番一
				四五六番二
				四五六番一
				四五五番
				四五〇番
				四四九番

山梨県告示第八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路
の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（
峡北支所を除く）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日
平成二十八年三月十日
- 二 指定道路の位置
中央市東花輪字清川五百五十七番一、五百五十七番四
- 三 指定道路の幅員
最大幅員五・〇メートル 最小幅員五・〇メートル
- 四 指定道路の延長
三十四・八五メートル

七	同		同	四四三番
八	同		同	四四〇番
九	同		同	四四一番
十	同		同	同
十一	同		同	同
十二	同		同	四四二番一
十三	同		同	同
十四	同		同	同
十五	同		同	同
十六	同		同	四六八番
十七	同		同	同
十八	同		同	同
十九	同		同	同
二十	同		同	四六七番一
二十一	同		同	四六〇番一
二十二	同		同	同
二十三	同		同	同
二十四	同		同	同
二十五	同		同	同
二十六	同		同	同

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十八年三月十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年三月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人マンメルカート
 - 2 代表者の氏名 早川 亜希子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町今井九十四番地十
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、得意をつなげるネットワークづくりに関する事業を行い、ネットワーク型の組織を形成し、だれもが学び、教えあい、あらゆる世代の人々が生涯にわたって学び続けることのできる生活がおくれる社会実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十八年三月二日から同年五月一日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十八年三月十日

山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畑字ハゲタ山四五五の三	望月きみ
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一七八、一二七八	望月八左エ門ほか三名

の内一から一一七八の内七まで

南巨摩郡早川町高住字栃原山八三七、八四〇	望月鬼子次郎
南巨摩郡早川町高住字栃原山八五八の一	望月あき
南巨摩郡早川町小縄字松下平五〇八	望月元三良
南巨摩郡早川町小縄字平松二七三	望月きみ江
南巨摩郡早川町赤沢字桂島一三二八の一	望月常五郎
南巨摩郡早川町赤沢字桂島一三二九の一	望月直治郎

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
 平成二十八年一月七日山梨県告示第四号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年三月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町西之宮字茅山三五六の二	望月誠一
南巨摩郡早川町湯島字沼一二三の二（次の図に示す部分に限る。）	荒居一之助、荒居義富、高崎茂、中村澄雄、深沢栄信、深沢要、深沢基、深沢重成、深沢宗吉、深沢治郎、深沢善包、深沢孝雄、深沢武智、深沢忠義、深沢ちえ、深沢勉、深沢直幸、深沢信男、深沢政雄、深沢正男、深沢正和、深沢正志、深沢正行、深沢実、深沢陽、深沢義論、深沢義富、松野弘暉、湯泉英丸、湯泉正孝、湯泉正文、荒居莫、荒居貞良、湯村武基
南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一一六の二三二	荒居貞良
南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一一六の二三三	湯村武基
南巨摩郡早川町保字天がれ一九〇一の二	望月希典

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 2 早川町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十八年一月七日山梨県告示第五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年三月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町塩之上字居平一一三、字神坂一六七六	望月今一
南巨摩郡早川町塩之上字居平一一五	望月三男、無限責任五箇村塩之上負債整理組合
南巨摩郡早川町塩之上字神坂一六七九	望月市作
南巨摩郡早川町塩之上字神坂一六八〇、一六八二、一七四八、一七四九、字川戸尻一七六〇	齊藤芳政
南巨摩郡早川町塩之上字神坂一七四七、字川戸尻一七五九	大野信虎
南巨摩郡早川町笹走字桑原二七七	望月興作
南巨摩郡早川町笹走字桑原二八一	遠藤肇

南巨摩郡早川町笹走字桑原二八〇の一	雲外寺
南巨摩郡早川町笹走字深沢八二九から八三七まで、 八三八の一、八三八の二	望月和良
南巨摩郡早川町笹走字深沢八四三	望月孝
南巨摩郡早川町笹走字暖所七七〇	望月ひろゑ
南巨摩郡早川町笹走字暖所七七五、七七九	遠藤正三
南巨摩郡早川町笹走字暖所七八〇	望月寅吉
南巨摩郡早川町小縄字下垣外五三六	望月虎雄
南巨摩郡早川町小縄字下垣外五三二の一、字松下平 五〇九	望月元三郎
南巨摩郡早川町小縄字東沢三六四、三六五	望月正晴
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一八八の一、一一九 二の内一九	辻正時
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一八八の二、一一九 二の一五、一一九二の三二	望月誠一
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一九二の内一	辻嘉十郎、辻亀作、辻作蔵、 辻太平、辻長右エ門、辻延晴、 辻正六、辻よ祢、望月喜代藏、 望月武永、望月友次郎、望月 夏太良、望月正義、山中勝五 郎、辻五一
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一九二の一三	望月清策
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一九二の一四、一一 九二の内二〇、一一九二の内三九	望月健一

南巨摩郡早川町西之宮字西山一一九二の一六、一一 九二の六五、一一九二の六六、一一九二の内四一	辻俊一
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一九二の三四、一一 九二の内二四、一一九二の内三七	辻晃幸
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一九二の内一七	望月憲芳、望月光子
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一九二の内二七	豊國産金株式会社
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一九二の内四〇	望月三恵子
南巨摩郡早川町赤沢字襲子一三〇〇、一三〇二	望月一雄
南巨摩郡早川町赤沢字襲子一三〇五	伊藤妙子、望月國宗、望月光 國
南巨摩郡早川町赤沢字襲子一三〇九の一	望月勝義
南巨摩郡早川町千須和字玉原一九九〇	望月當
	遠藤はつ、遠藤今朝光

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
 平成二十八年一月七日山梨県告示第六号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年三月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畑字ハゲタ山四五五の一（次の図に示す部分に限る。）、四五五の二	望月きみ
南巨摩郡早川町雨畑字大久保山四五六、四五六の内	天野源七
一	
南巨摩郡早川町雨畑字大久保山四七七	天野松一
南巨摩郡早川町雨畑字大久保山四六五	望月源三郎
南巨摩郡早川町大原野字南山二五八七	深沢行彦
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九七の乙、字塩島三三三	川口良子
南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一一六の一一八	深沢武次郎
南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一一六の乙一内一〇	深沢チエ
南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一一六の乙一内八	荒居貞良

南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一一六の乙一内九	深沢陽
一 南巨摩郡早川町保字肩背一八四八、字天がれ一九一	望月武文
南巨摩郡早川町保字肩背一八五三、一八五四	望月昭二
南巨摩郡早川町保字肩背一八五五	望月勝保
南巨摩郡早川町保字肩背一八五六、一八八九	望月一照、望月幸吉
南巨摩郡早川町保字肩背一八六〇、一八七五の一、一八八四、一八八五、一八八八、字天がれ一八九五、一九〇七	望月一照
南巨摩郡早川町保字肩背一八六一	奥垣内高義
南巨摩郡早川町保字肩背一八六四	廣沢嘉兵
南巨摩郡早川町保字肩背一八六六	望月ヲコウ
南巨摩郡早川町保字肩背一八六八	小林小六、望月希典
南巨摩郡早川町保字肩背一八八三	小林小六
三 南巨摩郡早川町保字肩背一八六九、字天がれ一九〇	川口源作、高橋三朗、望月三穂、近藤國太郎、近藤貞一、近藤曆清、樋川透重、保泉傳十郎、望月一喜、望月亀太郎、望月喜観、望月金十郎、望月金太郎、望月兼安、望月敏則、望月清、望月善次、望月善清、望月頼知、望月忠重、望月徳重、望月七之助、望月秀政、望月福太郎、望月福督、望月法太郎、望月義昭、近藤義金、谷沢善市、望月廣作、近藤知

南巨摩郡早川町保字肩背一九〇四の一	安、望月兵作、望月道則
南巨摩郡早川町保字肩背一八八八、一八七二	近藤國太郎、近藤貞一、近藤曆清、樋川透重、保泉傳十郎、望月一喜、望月龜太郎、望月喜觀、望月金十郎、望月金太郎、望月兼安、望月敏則、望月清、望月善次、望月善清、望月賴知、望月忠重、望月徳重、望月七之助、望月秀政、望月福太郎、望月福督、望月法太郎、望月義昭、近藤義金、谷沢善市、望月廣作、近藤知安、望月兵作、望月道則、望月階平、望月逸平、望月尋匡、望月松次
南巨摩郡早川町保字肩背一八八三	近藤知安
南巨摩郡早川町保字天がれ一九〇五	望月兵作、望月信雄
南巨摩郡早川町保字天がれ一九〇六	望月兵作、望月詮丸
南巨摩郡早川町保字肩背一八七四、字天がれ一八九二の一	近藤六郎
南巨摩郡早川町保字肩背一八六五の一	望月福也
南巨摩郡早川町保字肩背一八六五の二から一八六五の四まで	望月義明、望月道則
南巨摩郡早川町保字肩背一八六一	望月義明、望月道則、望月橘平
南巨摩郡早川町保字天がれ一九〇一の一、一九〇九	望月道則
南巨摩郡早川町保字天がれ一九〇一の一、一九〇九	望月希典

南巨摩郡早川町保字天がれ一八九八	望月喜三郎
南巨摩郡早川町保字天がれ一八九九、一九〇八、一九一〇、一九一一	望月秀男

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十八年一月七日山梨県告示第七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年三月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畑字ライセ一七一の一	望月きみ
南巨摩郡早川町雨畑字大久保山四八九の一、四九〇、四九一	梅速勇

四	南巨摩郡早川町赤沢字高草里九三一、字野際一一二	天野大吉
	南巨摩郡早川町赤沢字野際一一〇〇、一一〇一、一一〇二	望月鶴治郎
	南巨摩郡早川町赤沢字野際一一一一	望月とみ
	南巨摩郡早川町赤沢字野際一一一二	望月勝義
	南巨摩郡早川町早川字シッコ山一八三一	早川士東司、早川豊治、望月正司
	南巨摩郡早川町早川字シッコ山一八二九の八、一八二九の内三	桂原佐治郎
三	南巨摩郡早川町早川字古次古一九二二、一九二二の三	望月みつゑ、望月正樹
	南巨摩郡早川町早川字古次古一九二三の三	望月正司、秋山幸一、大倉忠信、桂原満子、佐野孝、早川茂、早川士東司、早川大八郎、早川忠雄、早川廣、深沢一彦、深沢喜雄、深沢保、望月親信、望月清勇、保坂孝則、大倉勝範、早川一誠
	南巨摩郡早川町早川字古次古一九〇九の五	大倉勝範
	南巨摩郡早川町早川字古次古一九二三の二二、一九二三の内三	早川一誠

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

<p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十八年一月七日山梨県告示第八号</p> <p>● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 平成二十八年三月十日</p> <p style="text-align: center;">山梨県知事 後 藤 齋</p> <p>一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方</p>	
指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町塩之上字屋根下二四六〇、二四六一、字栗山一四一四、字日向二四七九、二四八〇	西田妙子
南巨摩郡早川町塩之上字外長坂一五八三から一五八七まで、一五八九から一五九四まで、一五九七、一六〇一、一六〇五、一六一三、一六一七から一六一九まで	望月稔
南巨摩郡早川町塩之上字外長坂一六〇七から一六一〇まで	望月照
南巨摩郡早川町塩之上字内長坂一六二九の一、一六二九の二	望月喜時
南巨摩郡早川町塩之上字日向二五二二、二五二二の内一	望月宗利

南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山二二六一	齊藤徹郎
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山二二八二の一	齊藤登、望月徳一
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山二二六〇	齊藤登
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一八八九、一九九二、一九二二の二、一二〇〇、一二二八	望月孝明
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二二二一	京島永安
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二二一九、一二三〇	望月孝明、京島永安
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二二四五	深沢とよ、齊藤宗慶
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二二四九	笠井恒明、望月政幸
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一八七の内二、一一八七の内三	望月健一
南巨摩郡早川町奈良田字焼山一〇五七の内一、字大崩ノ沢一〇五九の内一、字箒休場一〇六〇の内一	小林勇、深沢安富、深沢勇、深沢宇三郎、深沢勝巳、深沢金治、深沢甲子、深沢茂、深沢新一、深沢隆好、深沢忠雄、深沢常晴、深沢歳夫、深沢久雄、深沢福義、深沢文吉、深沢邦芳、深沢政博、深沢正文、深沢義孝、深沢昇
南巨摩郡早川町保字肩背一八四一	望月福也
南巨摩郡早川町保字大双里一九二七	近藤けさ古
南巨摩郡早川町保字大双里一九三〇	近藤吉太郎、望月希典
南巨摩郡早川町保字大双里一九二五の一	近藤知安

南巨摩郡早川町保字登須良峰二二四五	望月兵作
南巨摩郡早川町保字登須良峰二二五三	辻昭和

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十八年一月七日山梨県告示第九号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十八年三月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町塩之上字屋根下二四六九	望月光子
南巨摩郡早川町塩之上字外長坂一五九八、一五九九	望月喬

南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四二五の二	川口うめの
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二五八	京島永安
南巨摩郡早川町笹走字深沢八六六	望月融
南巨摩郡早川町笹走字深沢八六七	望月繁
南巨摩郡早川町初鹿島字枇杷草利一二三三三	望月勇
南巨摩郡早川町小縄字中谷一〇〇一	小林源直、天野大吉
南巨摩郡早川町新倉字茂倉二〇六三、二〇六四	望月義郎
南巨摩郡早川町新倉字茂倉二〇六七、二〇六八の一	深沢源徳
南巨摩郡早川町赤沢字故城一〇四二	望月金吾
南巨摩郡早川町保字登須良峰二二六一	望月勝保
南巨摩郡早川町保字登須良峰二二六五	望月信雄
南巨摩郡早川町薬袋字沢上二二二六、字白狐一五〇〇	大野直重
南巨摩郡早川町薬袋字白狐一五〇六	水野良子

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十八年一月七日山梨県告示第十号

● 農業委員会ネットワーク機構の指定

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第三十一条第二項の規定によりその例によることとされる同法第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第一項の規定により、次のとおり農業委員会ネットワーク機構を指定した。

平成二十八年三月十日

- 一 指定を受けた農業委員会ネットワーク機構の名称
山梨県知事 後 藤 齋
山梨県農業会議

- 二 住所
山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号

- 三 事務所の所在地
山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十号）第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年三月十日

- 一 農用地利用配分計画

賃借権の設定等を受ける者

賃借権の設定等を受ける土地

山梨県知事 後 藤 齋

飯窪 拓也	八卷 珍男	新興 長生	塾マルニ	有限会社営農	水上 初雄	組合法人	パイザナ農事	金井 文雄	長谷川 省一	古矢 昌	小林 英樹	加々美 功	氏名又は名称
南アルプス市	南アルプス市	南アルプス市	南アルプス市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	居住し、又は所在する市区町村
南アルプス市和泉字出道 四百八十五番一外一筆	北杜市大泉町西井出字東 原四千七百二番外二筆	南アルプス市飯野新田字 二ノ水門千二百四十二番 一外一筆	南アルプス市野牛島字三 ノ割千七百七十九番外一筆	甲州市勝沼町等々力字小 泉八百十番外三筆	山梨市北字東神ノ木千四 百十五番	山梨市万力字相干場二千 九百七十二番一外一筆	山梨市七日市場字向田三 百五十番一外二筆	山梨市上栗原字掘田五百 二十五番	山梨市上栗原字中堰百九 十五番一	山梨市南字南山二千六十 一番十外二筆	山梨市南字コブケ三百七 十六番一外六筆		所 在
二、七〇八	五、〇〇一			二、一五六	一、七〇九	八三三	九一三	一、〇四一	一、三九九	二、八〇〇	一、六六二		面積(平方メートル)

小林 仁	粕谷 一行	上田 勝	金丸 信正	中島 久	村松 賢	功刀 一仁	石井 健太郎	佐藤 寛
南アルプス市	南アルプス市	南アルプス市	南アルプス市	南アルプス市	南アルプス市	南アルプス市	南アルプス市	南アルプス市
南アルプス市在家塚字柳 原四百三十三番	南アルプス市上八田字二 ツ塚百十七番外五筆	南アルプス市中野字山岸 道上九百一外三筆	南アルプス市上今諏訪字 御柱百十四番	南アルプス市飯野字三宮 神千五百十六番外六筆	南アルプス市吉田字大草 千三百四十三番一	南アルプス市吉田字大草 千三百四十三番一	南アルプス市野牛島字三 ノ割千七百七十九番外一筆	南アルプス市飯野新田字 二ノ水門千二百四十二番 一外一筆
一、七八七	八一五	七、九六三	一、四六三	二、六六三	一、二二三	一、二二三	一、二二三	五五九
								三、八五三

筒井 剛宏	岩間 常雄	鈴木 茂秀	中巨摩東部農業協同組合	有限会社武川農産	田川 桐彦	高森 隆司	小栗 優玄	大和田 貞二	新津 雄大	
笛吹市	笛吹市	笛吹市	甲斐市	北杜市	北杜市	北杜市	北杜市	北杜市	南アルプス市	南アルプス市
笛吹市石和町今井字参宮地二百二十九番外一筆	笛吹市石和町広瀬字前田三百四番二外一筆	笛吹市石和町広瀬字仲町九百六十四番一	中央市成島字二又七百七十一番	北杜市武川町宮脇字宮ノ下五百六十七番外二筆	北杜市大泉町西井出字大林八千七百九十六番二十九外二筆	北杜市高根町箕輪字海道前千三百一番外八筆	北杜市高根町下黒沢字泥里三千八百三十番外七筆	北杜市小淵沢町字上根山千三百四十三番一外八筆	北杜市大泉町西井出字下井出千六百二十番外四筆	南アルプス市江原字中河原千六十九番一
一、九八二	一、九九三	六三三	一、一七六	三、七〇七	二、五二五	四、九九七	六、一三九	一三、二五四	七、九七八	八八五

早川 重輝	園 株式会社理想	有限会社ぶどうばたけ	小澤 壽男	竹田 理子	まるしょう農園株式会社	株式会社あぐりトップ	齊藤 竜一	石井 貴広	里吉 至光	小澤 潤	埴原 義雄
甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市
甲州市勝沼町休息字平池	甲州市勝沼町上岩崎字上駒井千九百三十番外四筆	甲州市勝沼町中原字立石九百六十五番一外七筆	甲州市塩山三日市場字村西二千五十二番外二筆	甲州市塩山三日市場字上堀千八百七十一番	笛吹市石和町今井字参宮地百二十六番外四筆	北杜市大泉町谷戸字五里畑五千二百三十五番	笛吹市八代町米倉字向田千四十四番一外九筆	笛吹市八代町北字狐塚二千十五番一外四筆	笛吹市一宮町金沢字金山四百二十九番	笛吹市御坂町上黒駒字前田二百八十八番一外五筆	笛吹市御坂町成田字出口千百九十七番外一筆
三、〇二一	二、六四六	五、一四九	一、二四四	一、四九六	四、九五五	一、三〇八	五、一五二	三、三五〇	九〇六	二、一一八	一、七〇九

内田 良幸	甲州市	山梨市牧丘町窪平字東仲田三百二十八番一	一、二二四
たのみ農園株式会社	中央市	中央市井之口字今川千二百十八番外七筆	五、五六七
赤池 良久	南巨摩郡身延町	南巨摩郡鳴沢村字的場一番三外十一筆	五、一五六
須藤 久雄	千葉県君津市	北杜市高根町東井出字大新井九百三十一番外二筆	四、五〇四

（詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。）
二 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県農政部農村振興課

2 期間

この公告の日から平成二十八年三月二十四日までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 利害関係の内容
- (三) 意見

3 提出期限

平成二十八年三月二十四日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

県営中山間地域総合整備事業三珠豊富地区（大塚5工区）の換地処分を平成二十八年二月十五日実施した。

平成二十八年三月十日

山梨県知事 後 藤 齋

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 基本測量（電子基準点現地調査）

二 測量の地域 北都留郡小菅村

三 測量の期間 平成二十七年六月二十二日から平成二十八年二月二十六日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十八年三月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 中巨摩郡昭和町西条字長登路九一四の一、九一四の三、九一四の四、九一四の五、九一四の六、九一四の七、九一四の八、九一四の九、九一四の一〇、九一四の一、九一四の一二、九一四の一三、九一四の一四、九一四の一五、九一四の一六及び九一四の一七の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 公園 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町飯喰四百十八番地一 有限会社不動産かたやま 取締役 片山 卓
見